

平成 19 年 度 第 1 回

八王子市スポーツ振興審議会会議録

日 時 平成 19 年 8 月 29 日 (水) 午後 7 時
場 所 八王子市役所 6 階 602 会議室

第1回スポーツ振興審議会日程

- 1 日 時 平成19年8月29日(水)午後7時
 - 2 場 所 八王子市役所 6階 602会議室
 - 3 会議に付すべき事件
 - 1 八王子市スポーツ振興審議会会長及び副会長の互選について
 - 2 八王子市体育指導委員の選出方法について
 - 3 その他
-

八王子市スポーツ振興審議会委員

市内スポーツ関係	長 田 正 美
	小 林 肇
	澤 本 則 男
	立 川 富美代
	西 澤 敬 司
	野 口 宏
	丸 山 正
学校体育関係	高 塚 健 治
	山 口 恵 久
学 識 経 験	浪 越 一 喜
	和 田 喜久夫
公 募	鴨 川 泰 史
	川 井 昂
関係行政機関	菊 谷 文 男
	原 島 一

【午後7時00分開会】

司会 ただいまから第1回目となりますスポーツ振興審議会を開催いたします。

私はスポーツ振興課の日巻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会につきましては、条例第5条第2項の規定に基づきまして、15人の委員全員が出席されておりますので、有効に成立いたしております。

それでは、まず議事に入る前に、委嘱状交付式の際、出席できなかった野口委員に自己紹介をお願いしたいと思います。

委員 私は浅川地区総合型スポーツクラブ運営委員長の野口です。よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございました。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

先日資料を送付させていただきましたけれども、まず初めに「平成19年度第1回八王子市スポーツ振興審議会」という表紙のものがございます。その後にページが振ってありますが、A3の紙も含めて、10ページ目までの資料がございます。

続きまして、「議題1関連資料」ということで「八王子市スポーツ振興審議会条例」が1枚、その次に「施行規則」ということで、これも1枚ございます。

その後に「議題2関連資料」ということで「スポーツ振興法」が7ページにわたってございまして、その後に「八王子市体育指導委員に関する規則」というのが1枚ございます。最後に「八王子市体育指導委員選考基準」というものが1枚ございます。

それから、先日もちょっと確認させていただきました、「八王子市スポーツ振興審議会委員」ということで名簿をつくりました。ちょっと間違えたところがございます。澤本会長のところは「東京都市町村体育協会常務理事」となっておりますけれども「理事長」の誤りということで訂正いたします。それから関係行政機関、原嶋委員の「嶋」は「島」に訂正いたします。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。これにつきましては、改めて名簿を作成し直しましてお配りしたいと考えております。よろしくお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

司会 それでは、まず議題の1でございますが、会長・副会長の選出にまいりたいと思います。

八王子市スポーツ振興審議会条例の第4条第1項の規定によりまして、委員の互選と定められております。会長と副会長を決めるための議長を、ここで年長者でもあります丸山委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

司会 それでは、丸山委員、よろしくお願いいたします。

議長 丸山でございます。事務局のほうから、会長・副会長を選任するための議長を仰せつか

りましたので、私のほうで進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。
それでは、会長、副会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

(挙手する者なし)

議長 ありませんね。

(事務局に一任の声あり)

議長 事務局に一任という御意見をいただきましたが、よろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

司会 それでは、事務局のほうでよろしく。

事務局 事務局といたしましては、会長に和田氏を、副会長に澤本委員と丸山委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。(拍手)

議長 事務局のほうから今提案がありました、拍手をいただいたようでございますので、御承認をいただいたということではよろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、事務局より会長に和田委員、副会長に澤本委員と私が指名されましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以降は会長にお譲りしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

司会 ありがとうございます。それでは、会長、副会長、前の席のほうによろしくお願ひいたします。(会長・副会長席へ着席)

それでは、会長、副会長が決定いたしました。ここで会長、副会長に一言ずつ御挨拶をお願ひいたします。

会長 改めまして、こんばんは。今事務局より御推挙いただきました和田と申します。きょうの議題にぴったりかと思うんですけども、私は、自己紹介をさせていただいたときに、体育指導委員として20年間活動させていただきましたということを申しました。今は引退しましたが、心配に思っていますし、生まれ育ったこの八王子のことを非常に愛しております。ぜひ先輩諸氏の皆様方のいろいろな御経験、お考えをちょうだいしまして、この審議会がスムーズに運営、進行できるように努力いたしますので、ぜひ御協力いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。それでは、副会長、お願ひします。

副会長 副会長の澤本です。どうぞよろしくお願ひします。平成16年にたしか基本計画をつくる際にこのスポーツ振興審議会を設立するという話がありまして心待ちにしておりましたが、3年経ちましてこういう機会に恵まれ、私は大変喜んでおります。八王子のスポーツ振興のために、皆さんと一緒に力を合わせて頑張りたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

司会 ありがとうございます。

副会長 丸山でございます。実は私も、昭和37年にスポーツ振興法が施行されまして、市町村に体育指導委員を置くということになりまして、その37年から57年まで20年間、私

は20代でしたけど、今は最年長と言われてます。20代のころ体育指導委員をさせていただきました。当時の思い出はたくさんあるわけですが、ちょうど体力づくりを立ち上げるというところで、今考えるとかなり大変だったなと思いますけれども、いい思い出になっております。そういう意味で八王子のスポーツ振興について、体協の会長さんとよく連携しながらずっと今までもやってきましたけれども、そういったものをスポーツ団体の立場からぜひこの委員会に生かしていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。

それでは会議を始めていただくわけなんですけど、その前に第1回目ということもございまして、今回発足されましたスポーツ振興審議会について、条例及び規則等を条文に沿いまして簡単に御説明させていただきます。また、あわせて会議の公開の件についても説明させていただきます。それでは、スポーツ振興課長、お願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。

八王子市スポーツ振興審議会についてですが、スポーツ振興法の第18条におきまして、第2項で「市町村にスポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる」とされ、第3項では「市町村の教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市町村教育委員会に建議する」とされております。

平成16年12月に策定されましたスポーツ振興基本計画におきましては、「協働・支援の体制づくり」のために「市民と行政との協働・連携」を施策とし、その中に「スポーツ振興審議会の設置」がございまして、その計画に基づきまして、全市的事業など重要事項につきまして、市民、各種組織・団体などが力を合わせて審議・検討する機関として、平成19年7月1日施行の条例及び規則に基づきまして設置されたものでございます。

条例・規則につきまして若干ここで読み上げさせていただきますので、聞いていただきたいと思っております。

まず、「八王子市スポーツ振興審議会条例」でございます。「議題関連資料1」をごらんいただきたいと思っております。

この設置につきましては、

第1条 市民のスポーツの振興を図るため、スポーツ振興法第18条第2項の規定に基づき、八王子市スポーツ振興審議会を置く。

第2条 審議会は、スポーツ振興法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上並びにスポーツ団体の育成に関すること。

- (3) スポーツに関する事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツに関する施策及び事業の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、教育委員会が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 審議会の委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第 6 条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(処務)

第 7 条 審議会の処務は、生涯学習スポーツ部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 . この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(八王子市体育館条例の一部改正)

- 2 . 八王子市体育館条例の一部を次のように改正する。

第 14 条を削り、第 15 条を第 14 条とし、第 16 条を第 15 条とする。

次のページでございますが、「八王子市スポーツ振興審議会条例施行規則」を読み上げます。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八王子市スポーツ間議会条例 (平成 19 年八王子市条例第 34 号) 第 8 条の規定により、八王子市スポーツ振興審議会 (以下「審議会」という。) につ

いて必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項に規定する委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 市内スポーツ関係者 | 7人以内 |
| (2) 学校体育関係者 | 2人以内 |
| (3) 前各号に掲げる以外の学識経験者 | 2人以内 |
| (4) 公募による市民 | 2人以内 |
| (5) 関係行政機関職員 | 2人以内 |

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

(八王子市体育館運営協議会規則の廃止)

2 八王子市体育館条例(昭和49年八王子市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

続きまして、会議の公開についてでございますが、八王子市におきましては、「会議の公開に関する指針」におきまして、審議会につきましては原則公開となっております。審議内容が非公開事項に該当する場合は非公開とすることもできますが、これは非公開事項に該当する項目でありまして、例えば公開することで個人の権利・利益を害するおそれがある場合などであります。

また、会議につきましては、録音したものを業者に反訳の依頼をし、後日、要点をホームページ等に掲載することになりますが、発言の委員名は公表いたしませんので、自由かつ活発な御意見をいただきたいと思っております。

要点の掲載につきましては、掲載前に会長に確認した後、行いたいと思っております。

以上でございます。

司会 説明は以上でございますけれども、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは早速議事に入りたいと思っておりますが、ここで、会議の議長につきましては条例の第5条第1項の規定によりまして会長と定められておりますが、まず教育委員会からの諮問事項につきまして会長にお渡しをしたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、この諮問事項につきましては、「議題2」資料として同じものがお手元でございます。

〔スポーツ振興課長、会長に諮問事項を手渡す〕

司会 それではここで議長を会長のほうによろしくお願いしたいと思います。どうぞよろしく
お願いします。

会長 私は、突然の御指名ですし、このような審議会委員は初めてですので、慣れないことが
たくさんあると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま八王子市スポーツ審議会条例に基づき理由を添えて諮問しますという
ことで文面をいただきましたので、これから議事に移りたいと思います。

まず、先ほど事務局から説明がありましたが、会議は原則公開となっています。会議を
録音している関係上、発言の際には、私が委員のお名前を呼びまして指名いたしますので、
発言される委員の方々につきましては、御自分のお名前を言ってから発言をお願いいたし
ます。

議題2「体育指導員の選出方法について」を議事に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、諮問事項には、(2)に「スポーツ振動者の養成及びその資質の向上並びにス
ポーツ団体の育成に関すること」という項目がございますが、これに基づきまして、八王
子市体育指導委員の選出方法について御議論いただきたいと思います。

提案の主旨といたしましては、体育指導委員はスポーツ振興法第19条及び「八王子市体
育指導委員に関する規則」にのっとり、スポーツの振興のために、住民に対してスポーツ
の実技指導その他スポーツに関する指導・助言を行っているところですが、

その選出方法は、「八王子市体育指導委員選考基準」に定めるところであるが、総合型
スポーツクラブ設立の取り組みが活発化する中、選出母体である「地区体力づくり推進
協議会」の活動が変化する地区も現れてきている。

任期は、現在2年と定めているが、本年3月、生涯学習スポーツ部内の審議会・協議
会のあり方を検討する中で、各種課題について十分な審議が必要との観点から、各審議
会・協議会の委員の任期は3年となっている。

体育指導委員の年齢は、60歳未満の者（再任の場合は62歳未満の者）と定めてい
ます。しかし、ここで八王子市は、審議会等に関する指針の原則として「新任の場合は
65歳以下の者を、再任の場合は70歳以下の者」と定めていましたが、団塊の世代の
退職を迎えるなど社会環境の変化を踏まえて、年齢制限を撤廃いたしました。

そこで、平成20年4月からの新たな体育指導委員の委嘱に際し、市民と行政を結ぶ架
け橋としての体育指導委員制度の充実を図るため、その選出方法、任期、定年制につい
て御検討いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長 事務局より御説明がありましており、この提案理由によりまして、平成20年4月か
らの新たな体育指導員の委嘱に対し、その選出方法、任期、定年制について御検討いた
だきたいと存じます。

何か御質問、意見等がございましたら挙手のほどをよろしくお願いいたします。

委員 現行の体育指導委員制度の定員と実際に任命されている人数というのは、全く同じですか、それとも違うんですか。ちょっとそれをまずお尋ねしたいと思います。

事務局 本市体育指導委員に関する規則ということで「49名以内」と定められております。それに基づきまして、原則、23地区から2名ずつということで49名という形になる予定なんですけど、現在3名の欠員がございまして、46名が現員数でございます。

委員 今の質問に関連しまして、一番直近の段階での選出の段階で、各地域からの推薦母体からスムーズに2名の推薦が出ているのでしょうか。地区での推薦が難しくなっているのでしょうか。そこらへんを論議に入る前にお聞かせ願いたいと思います。

事務局 23地区のうち、基本的に2名挙がってくる場所は、それこそスムーズに挙がってまいります。欠員のところに関しましては、ようやく1名出してきていただいているというのが現状です。

会長 皆様方のお手元に「体育指導委員の役割」という資料が4ページから10ページまでございます。その中で、今の御質問等につきましては、6ページに今年度4月1日現在の状況等も書いてあります。それから、それぞれの項目等も既にお読みいただいていると思いますけれども、それを受けて、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

実際の現場の意見となりますと、現在この委員の中には、体育指導委員協議会の副会長がいますので、具体的にどんな活動をされて、今何をやっているのかということまでは、御質問いただければどんどん答えてくださると思いますけれども……。

事務局、お願いします。

事務局 それでは、このA4版の資料の説明をしたいと思います。

1. 体育指導委員の役割でございますけれども、(1)法律・条例の役割としまして、スポーツ振興法の中に入っております。体育指導委員につきましては第19条、先ほど読みましたので、ここは割愛させていただきます。

「八王子市体育指導委員選考基準」というのが下のほうにございます。これは八王子市スポーツ振興法及び八王子市体育指導委員に関する規則の規定に基づいて、八王子市の体育指導委員の選考対象・適格要件・手続き等を定めているものでございます。下の図をごらんいただきたいと思いますが、担当から説明がありましたとおり、八王子市は広いものですから23地区から選出しております。定員は49名でございます。現在の委員は46名ということで、説明があったとおりでございます。

5ページ目ですが、(2)社会変化に伴う新たな役割というところがございます。これは、昭和32年に体育指導委員が誕生いたしました。それから、スポーツ振興法の公布がございまして現在に至っているところでございますけれども、私どものほうでいいますと、来年の3月いっぱいでの体育指導委員のほうで任期を迎えます。その関係で、新たな選考方法ということで皆さんにお諮りしているところでございます。

現在の役割でございますけれども、住民に対するスポーツ・レクリエーションの実技指

導や助言。スポーツ振興基本計画の企画立案から参画し、理解し、推進を図る。総合型地域スポーツクラブの設置のための指導助言。行政機関、学校教育機関等が行うスポーツ・レクリエーションの行事・事業への協力、こういったものがございます。

次のページでございます。

2. 八王子市体育指導委員の現状と活動でございます。

現在、46名で活動しております。内訳としましては、男性が30名、女性が16名でございます。

その下の図解のところをごらんいただきたいと思います。体育指導委員は、市民のスポーツ振興について様々な職務及び活動があり、その活動は、個人だけでなく、体育指導委員全員の組織活動が主に中心であります。その活動を委員相互の情報交換・連絡等により支障なく行うために、全体組織として規約に基づきまして設置したものが「八王子市体育指導委員協議会」でございます。その図解にございますとおり、このような組織になっております。

主な活動内容でございますけれども、八王子市体育指導委員協議会活動、そこに書きましたとおり、常任委員会を毎月1回開催しております。定例会も毎月1回開催しております。

以下、専門部会を随時開催し、事業へ反映。委員会・審議会等への委員派遣。行政機関、学校教育機関等が行うスポーツ・レクリエーションの行事・事業への協力。学校や子ども会等からの要請に基づく実技指導。全国体育指導委員研究大会・関東体育指導委員研究大会への参加。東京都及び東京都体育指導委員協議会が主催する研修会への参加などとなっております。

それから、地域での体育指導委員としての個人活動でございますけれども、総合型地域スポーツクラブ設立のための指導・助言、地区・地域で実施する運動会やスポーツ・レクリエーション教室等の指導や助言がございます。

それから、3. これからの八王子市体育指導委員ということで、(1) 資質と職務とございます。以上のことからこれからの『八王子市体育指導委員』の位置づけと職務を確認する。

スポーツ振興法第19条に基づき、以下の項目は厳守する。

社会的信望がある。

スポーツに関する深い関心と理解がある。

八王子市のスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導・助言ができる。

に関する職務を遂行する熱意と能力がある。

八王子市体育指導委員に関する規則における職務は以下のとおりとする。

住民の求めに応じて、スポーツ・レクリエーションの実技指導や助言を行う。

八王子市スポーツ振興基本計画を理解し、広くスポーツ・レクリエーションに関する

豊かな見識を有し、住民と身近な立場から推進を図ること。

学校等の教育機関その他行政機関の行うスポーツ・レクリエーションに関する行事または事業について、求めに応じて協力すること。

総合型地域スポーツクラブの設置・運営のための指導・助言を行うこと。

前項に掲げるもののほか、住民のスポーツ振興のための指導助言、協力を行うこと。

以上でございます。

委員 もう一点、今説明をいただいたところで、審議の前に確認だけしたいんです。

多摩地区の各市の場合、半数までいきませんが、何市かの中では、年齢的な面は外したほうがいいんですが、今回、2年から3年を1期として考えた場合、例えば10期までとかいうふうに計算しますと、2年間ですから20年ということになります。そういうふうなものが非常に最近出てまいりまして、若返り化と、もう少し委員さんを幅広くしていきたいという形で、そういう風潮が見られるわけですけど、八王子の場合はそういうことではないということによろしいですね。現状だけおっしゃっていますので。

事務局 現状といいますか、事務局案としましては、今御説明させていただいた内容でございます。ただ、皆さんの議論の中で、そのへんは、もしお考えがあれば議論を重ねていただいて、御審議をいただきたいと思います。

委員 提案内容を読みますと、「選出方法、任期、定年制」という形で書いてあるわけですが、特に定年制の場合は年齢制限的な形の定年制と考えていいのでしょうか。定年制というのは、今言った何期までとかいう考え方ですか。または、年齢だとか。定年制といってもちょっとわかりにくいので、もう一度お願いします。

事務局 事務局としましては、定年制というのは年齢で、体育指導委員といいますと、いろんな活動がございますので、ある程度決めておいたほうがいいんじゃないかなというふうに考えております。

委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、現行の49名の中において現定員数は46名ということで、この46名は現在母体はどこからの選出になっているわけですか。平成18年、19年度の中においての地区の母体という形においては。

事務局 これは体力づくりの団体がございましたので、そちらのほうからの推薦で現在の体育指導委員のほうは補充しております。

委員 ということは、平成18年6月21日をもって八王子市の体力づくりが30年の幕を閉じたわけですね。そうすると、それからの母体というものは、現状諮っているのは総合型地域スポーツクラブという形になっていくわけですね。そうすると、実際に選出の方法として、こちらのほうにありますけれども、募集方法だとかいろいろ方法があると思いますけれども、今の46名においては、あくまでも今まであった体力づくりの母体の中からということで選出が可能になっているということですね。

事務局 はい。

委員 わかりました。

会長 私のほうから一つ資料の確認ということで、「議題1関連資料」のA4の資料、最初に「八王子市スポーツ振興審議会条例」というのがありまして、最後の1枚に、現行の八王子市体育指導委員選考基準が綴ってございます。ですから、今御質問がありました件につきましては、この基準で行ったという認識をしております。これについて、委員から御質問があったとおりですけれども、選考対象の2条のところ、「教育長は指導委員の選考に対し、市内23地区から構成される八王子市民体づくり推進連絡協議会の推進協議会会長から原則として2名の推薦を受けるものとする」ということで、平成18年はこの方式でできております。今御発言がありましたとおり、ことしの6月にこの推進協議会がなくなったわけです。しかしながら、市内ではそれぞれの地区でまだ体づくりという組織を継続している地区もあります。それが総合型地域スポーツクラブに変わったところもございまして、これからその中でどういうふうな変わり方をしていくか。それから、選考をどのような文面で作っていくかというところが、きょうの問題になるのではないかとこのように思っております。

それにつきまして何かほかにございませんか。

事務局 会長のほうからお話があったんですが、八体連はなくなってございますけれども、体づくりは続いているところもございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

委員 今までの地区体づくりの時代には、23地区というものが母体だったから、掛ける2で46人という現員数があるわけですね。一つ教えてもらいたいのは、総合型地域スポーツクラブの場合と体づくりの時代の場合とで、地区地域の範囲というのはどういうふうに変化してくるのかということと、この選出すべき指導委員の数はどのくらいを想定するのだろうかということが見当ついてこないんですが、私の想像では、たぶん総合型地域スポーツクラブのほうが地域のエリアが広いのかなという気がしているんですけど、そのへんというのは実態としてはどうなっているのか教えてもらいたいですけど。

事務局 この問題につきましては、現在、3つ、八王子市では総合型スポーツクラブができております。これから幾つかのスポーツクラブができと思いますが、それによりまして全体的にできてくると思っております。そういう中では、体づくりのような23地区でということ、現状の地区、地区がございまして、これからの話なのかなというふうには思っておりますので、その中で適正な人員配置というものを考えていきたいと思っております。

委員 そうなると、地区とか地域と言う単位があいまいなままに、何人どこから出せばいいのかというのは見えてこないんですけど、そういう話でいいんですか。これまでの体づくりの23地区をベースとして移行したとしても、選考のベースはそれなんだというのだったら、相変わらず各地区から2人ずつ出してもらえば46人という定数というのは出てくるだろうけれども、それはそのままにしておきながらこの話を進めていいのかなというものが、ちょっと疑問で感じているんですが。

事務局 確かに今の段階では、何地区のスポーツクラブができるかというのは、まだあいまいな

ところがございます。ただ、基本としましては、総合型地域スポーツクラブの母体のところから体育指導委員になっていただくという考えが基本にあるほうが、選出するにしてもしやすいのではないかなというふうには思っています。ただ、総合型だけではなくて、それに準ずる団体等もあると思いますし、なかなか地区によっては総合型がスムーズに移行しないところもあると思いますので、そのへんはそういう準ずる団体のほうからということも視野に入れてまいります。だから、要するに、八王子市全市的に地区、地区満遍なく体育指導委員の方々に来ていただきたいというふうな考えではあります。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。ありがとうございました。

委員 それでは意見を。最初に、体指の役割、これに一応書いてはあるんですが、従来、各地区から2名ということだったんですけれども、地区のことについてはいいんですけれども、八王子全体ということがどうしても難しいなと思ったんですが、今度スポーツ振興審議会というのができましたので、そこは役割分担ができるだろう。市民のスポーツ全体については、審議会のほうでかなり議論できるのではないかと思いますので、それならいいかなと思っています。

ただ、実際は、体指が実技指導をやるというふうになっているんだけど、これはいつも言われているんですけど、体協にもそれぞれの指導者がいる。私どもの協会にも指導者がいる。やっぱりそれをコーディネートしていくということをぜひ体育指導委員にお願いしたい。役割を極めて単純に分けていって、スポーツコーディネーターのような役割をして、専門の指導者がいっぱいいるのだから、その指導者を活用するということが大事ではないかと思っているんですよ。仕事の割り振りをするということでは、この審議会がある程度、八王子全体のスポーツ振興について議論する、体指はもう少し各地域の具体的なスポーツ振興に携わるというふうなすみ分けをしていくとすれば、従来の地区というのでしょうか。体力づくりといういろいろな難しいので地区というふうに、それが23地区なのか26地区なのかちょっとわかりませんが、地区を分けて、その地区の中、総合型地域スポーツクラブができていればそこから出していただければいいし、できていなければその地区から出していただくようなことをしていくということがよろしいのではないかと思いますけどね。

ただ、この選考基準を見るとおもしろいんですよ。「体力づくり運動の実践的關係者」というのはよくわかるんですけども、「スポーツ・レクリエーションに関する学識経験者」というのはどうやって選んだのかなというのは難しいんですよ。たまたまそういう人がいるということはあるかもしれないけれども、それだけの方というのはいいような気がするんです。むしろ地域で選ばれた(1)の体力づくり運動、これは体力づくりと言ったらいいのか健康体力づくりと言ったらいいかわかりませんが、要するに、スポーツに実際に地域でかかわっている人たちの目線から選ぶ。それから、学識経験者は、本当は地域ではなく、地区ではなく、全体を見渡して学識経験者から選んでいくという手もあるよう

な気がするんですね。だから、数を少し分けて、学識経験者がいらっしやるということも、とても大事なことと思っていますので、ちょっとそんなことも考えたらどうかな。地域と全国区みたいな、何人かをそういう形で選出するようにしたらどうかなというふうに考えているんですけども、とりあえずそういう考え方でどうでしょうか。

会長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

先ほどの選考基準を読んでいただくと、そのどこを直さなければいけないかというのが自然と見えてくると思うんです。例えば、先ほど出ていますように、適格要件、第3条のところで、年齢のことが書いてあります。その(5)では、これは皆さんあまり御存じなかったと思うんですけども「当該地区に住所を有する者」、つまり、その地区に住んでいなければいけないという条件もあったわけです。それから、4条のほうでいきますと、2項の(2)で「地区体力づくり推進協議会役員」とか、この団体をもって構成するというふうに、推薦母体の構成員も入っているわけです。そのへんのところを具体的にこれから選考基準を定めていかなければいけないというふうに投げかけられたわけです。

委員 従来は八王子の市民体力づくりもしっかりしておりましたし、それから推薦されていったと判断しています。それと同時に、今回新たに総合型の関係ができてきている、ということなんですが、推薦母体がどの程度しっかりして、そういうものにかかわりをもって、適切な人を推薦してくるかということが、この運動をやっていく上で非常に大切な体育指導委員の選出の問題だと思います。私もちょっと行政にいた関係がありますので、推薦された以上、落とすことはできないんですよ。そのままそっくり教育委員会に諮るような形をとらざるを得ない。任命してから後でいろいろな問題が出てきて、入ってきて、次回のときは、問題があればこの段階でこういうことについてという形で変えることができるわけですけど、実質的にはこれからの問題で、推薦母体が今の段階では体力づくりの関係と総合型が新たに加わり、それを中心としてやられると。

それから、さっき委員から出ましたけれども、ある面では市内全体を眺めてやっていく上では、体育協会だとかいうのがありますから、そちらの専門的な方たちも、いろんな面でコーディネートできる分野をその中に入れていただくというような形もいいと思います。

基礎母体は幾つになるかと委員から出たんですけども、どの地域を一として考えていいのか。事務局としては、従来の体力型を大体ベースにして考えるということになっていっているようですので、それはそれとして結構だと思いますが、残りの問題を、学識経験者という形ですとかそういうことを考えるならば、体育協会などで総合的な判断ができる人も、前は体育協会の中からも推薦をいただいて体育指導委員を決めてきた時代もあったわけです。それが草分けの時代だったわけですけども、できるならばそういう形で市の全体的な流れをわきまえた体育協会などの関係からもある意味では推薦というんですか。必ずしもその人はどうかということだけを問題としまして、教育委員会に推薦として上げてくださったら、落とす場合もありますよということをおことわりして、そういう形

で載せたほうがいいのではないかなと思います。だから、地区の推薦と、全市を見渡して、一緒にいろいろな形でかかわるというのは大変難しいんですけど、そういう人物が必要になってくるのではないかなと思いますね。

これは、例えばある特殊な科目で、簡単にいいますと、少年野球などの団体もありますが、これは横の関係ができてきています。地区別に育てていくといっても、いざやっていくとするならば、地区同士の関係で、種目別などによっての交流などができてくる。だから、地域だけでその運動を展開しようとする、問題が出てくる場合があるんですね。そこで、あらゆるものを市民活動として、いろいろな活動の中で体力づくりをやっていくとしても、やはり横の連絡が非常に大切になってきます。それは、体育指導委員がいろいろやっているからいいのではないかと思いますけれど、何かそれとは違った形で、体育協会の側に立った人選も、何人か入れていただいてもいいのではないかなと思っておりますので、その点も今後の議論の中で御検討させていただけたらと思います。

会長　今までこちらから一方的にお伺いしましたけれども、逆に、マネジメントの専門家であり、学識経験の委員の方から、専門的見地から何か発言ございませんでしょうか。

委員　まず、総合型が選出母体として機能するかという問題については、基本的に、もちろん八王子市の場合には、体力づくりの意向というのですか、その期待を込めて総合型というのが一つ考えられてきているわけです。基本的には住民主導というのですか、自分たちが必要なもの、本当にスポーツを楽しみたい、そういうかわりの中から、生活課題も含めて何かクラブに持ち寄って育てていこうという基本線があるわけで、一応、文部科学省も、その範囲については中学校区程度という、「程度」という表現を使っていますが、そういうエリアが「程度」という漠然とした中でそれを選出母体にするという。変な話ですけども、もちろん行政がちょっと働きかけをして育てているという事実もありますが、育てている総合型地域スポーツクラブに、行政の依頼というのでしょうか、体育指導委員の選出をお願いというのですか、そこを基軸にしてまた推薦をいただくというのはどうなのかという、民間にはならないんですけども、実際にはちょっと考えておかなければいけないものではないか。逆にいうと、でき上がっても、いや、解散すると、総合型はもうやめたという可能性もあるわけで、そういったときに、今まで行政で、行政区といいますか、そういうふうには守られていたクラブとはちょっと違いますから、逆にいうとつぶすのも自由なクラブですので、それを期待しながら選出していくというのは、今は大丈夫かもしれませんが、危険というのですか、そんな気も一つしています。

ですから、育てるのはいいんですけど、録音されているのでよけいなことは言えませんが、多摩国体でも総合型が立ち上がって、その運営にクラブ員をうまく利用してボランティアで使おうというような、上のほうではそんな考え方もあるようですから、それでは総合型を本来つくっている意味がないと思いますから、そういう意味では切り離して考えたらどうかというのが個人的な意見です。

体力づくりというのですか、23地区が選出母体としてちょっと難しい状況になったと

きにどうするのかという八王子市なりの新しい意見は自分は持っていませんけれども、生活している人たちに身近な町会であれ、そういうもの、ちょっとスポーツとは違うんじゃないかということかもしれませんが、一番のベースになるところから大きな団体というんですか、体協さんも、レク協さんも、現行の体指の協議会の皆さんもいらっしゃる中で、そういう意見を取り入れながら何か新しい、行政として地区を決めて選出をされるというのも一つの方法かなというふうに考えています。

会長 ありがとうございます。

大きなA3版の資料の中で、7ページの「主な活動内容」ですけれども、会議は別にしまして、会議以外でこういう活動をしているというところで、行政機関、特に教育委員会が所管する行事のコーディネーター役であったり実行部隊であったり、これはどこから推薦されてもいいわけですが、学校関係、そのとき、今までの地区体力づくりの活動におきましては、小学校区であったり中学校であったりの地区の中で、学校施設をお借りして地域の活動をやっていたというのが大きな活動の場だったと思うんですけれども、そういうところ、先生方でこういうふうに携わっているよとか、こういう動向がいいんじゃないですかということがもしございましたら、その内容を聞きたいんですけれども、よろしいでしょうか。

委員 私の教頭時代、今は校長ですけれども、その時は地域の体力づくりとの調整が多かったですね。体育館、校庭の、特に土・日などは非常に使用が盛んでありまして、そういう折衝の窓口にあたるという役を任じておりました。

今回、総合型地域スポーツクラブに移行ということですが、主要な構成メンバーはほとんど変わらないというところがありますので、そういう意味では体力づくりの当時ですけれども、地域として小学校または中学校が非常に核となって、例えば青少体なども校区単位ということで、人員的に重なる部分がありますので、ある意味ではそういうものを単位として推薦をされたほうが、行政のほうへ何らかの要望をするなり、また意見を通すにしても、パイプ的に非常にスムーズであって、また学校としても困っているとか、また地域的には、スポーツに関係なくても、あの交差点に信号が欲しいとかいうようなことも、同じような方が地域の有力者である場合がありますので、そういう意味でも非常に頼みやすいということで、校区単位の何らかのものをベースとした推薦の仕方のほうが、ある意味では本当に、何か大きな話になってしまいますけれども、地域の治安維持のためにも非常にいいのかなというふうには感じております。

委員 中学校のほうの状況からお話ししますけれども、一つは、学校施設を開放するというところで、夜間開放だとか、グラウンドの開放だとかで、今お話があったことと同じなんですけれども、そういうつながりが、地域といっても学校の近くの方とつながりを持つ。これは、今学校全体が地域の中での学校という位置が重要ですので、スポーツの部分でも同じようなことが言えると思います。

あとは、中学の場合だと、部活動等の関係で、指導者が教員で技術的な指導、専門的な

指導ができない場合、外部指導員という形になりますので、これも遠くから来ていただくよりは近くの方というようなことが都合がいいわけですから、そのパイプ役というか、お願いできる場合に、そういう単位というか、近くに置くということとはできないかもしれませんが、そういう形で選出されてくれば、つながりも持てるのではないかなというふうには思っています。

会長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見はございませんか。

まだまだ時間はありますけれども、ここで事務局としての案ということで、事務局でもっていると思いますので、それを説明いただきたいと思います。

事務局 体育指導委員の選出方法についての事務局の案につきまして申し上げさせていただきたいと思います。

選出方法ですけれども、八王子市体育指導委員は、スポーツ振興法については話をしましたけれども、基本的に八王子市内の各地域、地区の総合型地域スポーツクラブ、またはそれに準ずる団体から選出していただければいいのではないかなと思っております。それから、市内の小学校、中学校を拠点としてスポーツの活動をする学校開放委員だとかそういうところも、それに準ずる団体として見てもいいのではないかなというふうに思っております。

それから、任期につきましては、3年でどうかなというふうに案としては考えております。今まで任期は2年でございましたけれども、先ほど説明させていただきましたように、いろんな会議を継続的に審議していくためには、3年にしてはどうかなというふうに、事務局のほうでは期間を少し延ばしまして考えていただくというふうに考えております。

定年制につきましては、体育指導委員という中でいろんな活動にも当然参加していただきますし、体力的にも相当つらい部分もあるかと思っております。そういう中で、65歳未満の方にお願ひできれば、体力的にもまだまだ大丈夫なのではないかなというところでございます。

これが事務局の考えた案でございます。御検討をよろしくお願ひいたします。

会長 ただいま事務局案について御案内がありました。もう一度繰り返してみます。皆様のお手元のA3の9ページでございます。4番の(2)で、特に新たな選出方法(推薦母体)として、体力づくり組織団体がない場合は、に規定する団体ということであります。として、市内各地区・地域の総合型地域スポーツクラブまたはそれに準ずる団体。として、市内小中学校を拠点としてスポーツの活動をする学校開放運営委員会またはそれに準ずる団体。これを推薦母体とする。メリット、デメリットが書いてありますけれども、(4)任期及び定年制のところ、任期、現行2年を3年に見直す。定年については、現行60歳未満から65歳未満へ引き上げるという御提案がありました。

大きく分けて3点だと思うんですが、推薦母体、任期、定年の年齢について、現状と合わせていただいて、現在体育指導委員をされています委員から、もし御意見等がありましたらお願ひしたいんですけれども.....。

委員 選出方法なんですが、一応このところにメリット、デメリットというのがあるんですけど、今の推薦方法でいいますと、先ほど学校関係者のほうから言われたように、地域との密着性ですか。私なんかもそうなんですが、私は、今、清水小と中野北小の地域で、中野地区です。そこから推薦されているんですが、地域に児童館とかそういうものがありまして、そういうところから、だれか日中スポーツができるいい人がいないかということで、学校のほうに問い合わせがあったらしいんです。それで学校のほうから、うちのほうもここで地域総合型スポーツクラブができましたけれど、その全役員のほうに連絡が入りまして、じゃ、こういう体育指導委員がいるから、そういう者に頼んでやってもらったらいかかなということで、私のほうは、今、児童館とかそういうところで教えています。それと、サタデースクール、そういうところでやっていたりするので、やはり学校のほうも頼みやすいというのではないんですけれども、何かあったらお願いしますということで、私もちょっと長いことやっていますし、そういうことで動いています。

できれば、体育指導委員が八王子市にできたころは、いろいろな団体からお偉い先生方が出ていたそうなんですが、今はそういうこともなく地域からの推薦なので和気あいあいと、それでいろいろな地区から頼みやすいということと、教えるほうも教えられるほうも、それなりにというのではないんですけれど、どうしたらいいのかなとすぐ聞いてきたりいろいろされますし、依頼があればどこでも私たちはすぐ飛んでいきますし、少年少女ネオテニス教室というのもこの10月から始まりますが、そういうのにも体育指導委員は最低3回出るとか、そういうことで、八王子市で生まれたネオテニスというので、小学生からまず教えていこうということでいろいろ私たちも頑張っています。

選出方法は、そういうことで現状のほうがいいのかなと私は思います。それでできればお願いしたいと思います。

それと年齢のほうなんですが、定年を大体60歳で終えまして、今62歳までの方が何人かいらっしゃるんですけど、仕事も終わって自分に余裕ができて、いろいろとほかの人ができない、教えに行けない日中とかそういうところも、そういう方たちにもお願いできますし、できれば65歳でもまだまだ現役で仕事ができるのではないかなと思います。皆さんのいろいろな意見をお聞きした上で、もしできましたら事務局のほうから提案がありましたことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長 ありがとうございます。3点について、現役の体育指導委員をされている委員よりお話をいただきました。やはり地域密着型の体育指導委員が今定着しているので、それがよりベターではないかという一つの考え方。

任期2年を3年にというところは、はっきりなかったんですけども、1期でやめてしまう方というのがかなりいらっしゃる。何もわからないで終わるのが今までのあり方ですね。2期目に入ると、やっとわかってきたというところが出てきますので、そのグレーゾンの間の3年というのも一つの案かなというふうには思っております。

それから、最近、平日の昼間の要請がかなりあります。現状では60歳までしかできま

せんので、男性の稼働率が非常に低くなるんですね。平日の昼間については、女性に負担が非常にかかっているというのが現実だそうです。そういうところを、リタイアした60歳から65歳の方にも、まだまだ元気だから活躍していただきたいという事務局の案、これはいいのではないかなという御意見でした。

ほかにございませんでしょうか。

委員 2つ考え方があって、1つは、新しい審議会の発足に当たって、全く新しいスタイルで選出してみたらいいのではないかなというのと、それから、新しくするより、現行のものが活発に動いているのであれば、この新しい会議で新しいものをということよりは、大幅に変えるのではなくて、このままをやって、また途中で何か意見が出てきたときに少しずつ移行していこうというような方法があると思うんです。私も体力づくりについては本当に詳しくないんですが、いろいろお話を伺っているうちに、現行のままをうまくスライドさせていくことがいいのではないのかなというふうに考えております。

会長 ありがとうございます。皆様のお手元にも行ったと思うんですけども、こちらの八王子市スポーツ振興基本計画の中に体育指導委員のあり方の検討というところがあります。それと、総合型地域スポーツクラブの展開という中で、体力づくり運動から総合型地域スポーツクラブへという項目もございます。それぞれを勘案してみて、今御意見をいただいた中で、ほかにここはやってみようというのがございましたらどうぞ。

委員 二人の女性がおっしゃいましたように、大方としては地域からということ。それと、それからプラス・アルファの部分を設けようとか、それだけだと思います。だから、すべての地区から例えば今までどおり2名なら2名というふうにして、そうすると46名になるのでしょうか。それで、「何々地区体力づくり」と言わないで「何々地区」とすれば、それが体力づくりであろうと、総合型地域スポーツクラブであろうと、それはもう全然構わないし、先ほどからいろいろ事例が出ているように学校開放運営委員会からでもいいし、それはその地区の皆さんに考えていただいて、委員の方を推薦していただければいいと思います。

あと、審議会がその役割を果たすということになれば、それはそれでいいんだけど、審議会はそんなにしょっちゅうやるわけではなくて、年に3回とか2回かというふうになっているようですから、そうすると、体育指導委員会の中でも、当然、八王子全体を見渡して、スポーツ振興課の審議会のような、八王子の生涯スポーツをどうしていくのかなとかいうようなことについても当然やっていかなければいけないということですから、本来は地域選出と別枠の学経の人に入っていただいて構成するというのが、総合型地域スポーツクラブを育てていくということもありますので、いいのではないかなと思うんです。

だから、意見としたら、従来どおり23地区から2名ずつというパターンにするのか、それプラス学経を少し入れて構成するかというくらいしかないのかなというふうに思います。基本は、地域でやっていただく、当然そんなことだというふうに思います。

会長 ありがとうございます。他に、何かありましたら……。

委員 体育指導委員の話を聞いていますと、基本として総合型地域スポーツクラブをもっと伸ばして、当たっているように見えるんですが、市側としては、どうも総合型地域スポーツクラブをもっと開いていきたいというところが見えるんですね。現在、どうしてそんなに力を入れているのに、総合型地域スポーツクラブが伸びていかないのかという問題があります。それは体力とのバランスがあるのではないかと私は思います。だから、体力づくりの人たちにもっと協力してもらうには、23地区ということで、体力づくりと言わなくても、先ほど委員が言われたように、23地区は生かして行って、学識経験者というのはちょっと私は意見が違います。実際にやる人が学識経験者が必要あるかどうかということになると、私は必要ないと思います。学校に開放委員会というのがありまして、その人たちは比較的近所の方たちが運営しているので、そういう人たちに一緒に入ってもらうとか。方法としては、開放委員会の委員が必ずその地区の方ではない場合もあるわけです。どうやってそちらのほうに手を伸ばしていくか。理想的には、23地区の中から今までどおり、総合型を伸ばしていくとすれば、そういう方に協力をもらうのと、学校の開放委員の中からも、という話。たぶんその横の連絡はないと思うんですね。体力づくりの人とないところもあるということです。独自に借りに行って、開放委員会じゃなくて、学校側が必要なので、そういう委員会のほうに貸してもらう。

そうすると、現場で話を聞いていますと、何か開放委員会の人も、総合型地域スポーツクラブになると、活動場所を選ばないということで、とんでもないところから来たらどうしようとかいう現場の声はよく聞けるんですね。例えば高尾の人が石川のほうへ行っちゃったら、石川のほうは運動がしにくいとかという声も聞いています。ですから、そういうバランスをどうやってとっていくかということではないかと思いますけどね。だから、総合的には、両者から出ていただくほうが私はいいと思います。

会長 ありがとうございます。両者ということになりますと、この案の、というところになってきますね。

委員 「それに準ずる団体」とは、具体的に、今ある体力づくりのことを指すのでしょうか。「総合型地域スポーツクラブ又はこれに準ずる団体」の「準ずる団体」というのは、どういう団体をいうのですか。

事務局 総合型地域スポーツクラブを設立したのは、先ほど来申し上げているように、現在3地区ございます。「これに準ずる団体」というのは、準備団体と考えてください。すぐにも設立できるという団体が市内に数地区ございますので、そちらを指しております。

委員 そうすると、数字的に、推測される団体と現在を足すと、何団体になりますか。

事務局 今事務局のほうで把握している団体としては、3地区が設立されており、現在すぐにも設立できるというのが10地区というふうに伺っております。

委員 準備中の団体が10くらいあって、13あるわけですね。そうすると、13ではとても間に合わないんじゃないですか。総合型を主力の は、だいぶこれに期待しているようですけど、現状では13もないわけですから、やはり市側の形で、学校の開放委員会とか体

力づくりの人たちをお願いしなければ、これは数字的に成り立たないと私は思います。

会長 この文章だけを見ますと、この13の無いところは になると理解しております。学校開放運営委員会又はそれに準ずる団体の中に、現行体力づくりでやっているところは、ここに入るのではないかというふうに思います。

委員 では、「学校開放運営委員会に準ずる団体」とはどういう団体ですか。

事務局 現行、地区で残っている体力づくり及び町会・自治会を指します。

委員 現在23地区から選出されている体育指導委員は46名、規定では49名以内ですが、新たな選出方法に基づきは、委嘱する場合、現状人数は賄えますか。

事務局 現在でも欠員状態の地区がありますが、概ね40名以上にはなり、可能な限り市全域をカバーできるよう努力します。

委員 ここに書いてある「準ずる団体」という、事務局のほうは「準ずる団体」とすればある程度範囲も広く対応できるかなというようなことで書いたのかなと思いますけれども、今事務局のほうで答弁がありましたけれども、総合型地域スポーツクラブができて3団体は、そこから出していただくということになりますし、また、設立されていない、あるいは準備中でない団体も相当数ありますから、そういうところは体力づくりがあれば体力づくりから推薦していただいても、それは一向に構わないというふうに思います。

委員 たしかこの間の16年のときに基本計画をつくる时候にもその話が出たと思うんですね。私の意見は、通すか通さないではなくて、今ある体力づくりを総合型を移行したらいかがですかと。そして、つぶれちゃうところは、どっちみち何をやってもつぶれちゃうのだから、そういう人たちも、要するに、地域ではそれを名誉に思っている人もいますから、そういう方々の意思をしっかりと継いで、それに新しい形で地域の住民や体協やレク協が協力しながら総合型を立ち上げたほうがよしいんじゃないですかと言ったときに、たしか皆さんの意見ではなくて、その方法ではなくて、拠点になるところを幾つかつくって、それをだんだん広げていくんだという話の中で終わったんですね。その後、推進委員会がなくなっちゃった、要するに、運営が空中分解しちゃったと。でも、地域にすると、まだ体力づくりはあるんだという認識は持っているんですね。そういう人たちが協力するところとしなくてあるらしいんですが、協力してもらおうよというか、なるべく参加してもらおうには、「準ずる」なんて言わないで、今までの「体力づくり」としたほうがよしいのではないですか。そういう意味です。

事務局 御意見いただきましたが、もしそういう意味であれば、それは変えることは全然問題ないと思っています。会議の中で示していただくことができれば、事務局として従うというふうにしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

委員 現状、事務局側でそういう問題について、何か問題点などがありましたら、この場で公開していただいて、例えば体力づくりがどういう形で協力しないのか。体力づくりも地域、町会と密着していますから、予算の関係なんかもあるので、そのへんのところは勧めに行っている行政側のほうがよく把握していると思うんですが、そのへんの話をちょっとして

もらいたいと思います。

事務局 体力づくりが協力してくれるか、くれないかという問題は、地区によって若干の違いがあるのかなというふうに思っておりますけれども、基本的に体力づくりの方々はスポーツのことには御理解あると思っておりますので、そこのところは説明をするなりして、これに入っていくときにはお願いするという方針でいきたいと思っております。

委員 今46ですけど、地区体力づくりで出していない地区というのはあるんですか。

事務局 出していない地区はございません。すべての地区において1名ないし2名、また地区によっては3名の推薦をいただいております。

委員 そうすると、今欠員が3名ありますけれども、それは23地区満遍なく協力をいただいているという理解でよろしいですか。

事務局 そのとおりです。

委員 事務局案ということで出されておりますけれども、任期の問題についてと、定年制の問題については、私はいいと思います。任期2年では、体育指導委員になって1年は見て回るということだけで精一杯で、いざやろうとしたら1年しかないという、全市を担っていく状況がありますので、そういう形ではよい変更だと思います。

ただ、ここにはない裏の面なのですが、できるだけ若手を出していただきたい。これは確かに団塊の世代や何かで60歳以上の方々の地域のバックが非常にあるだろうと思えますけれども、そういうところはそれとして、活動の対象者がはっきり言いまして子どもたち、青少年、そしてもう一つは御婦人、そして高齢者というのが大体地区の三大のあれじゃないかと思えますけれども、結果としましては、年代の高い方が子どもさんたちの面倒を見るのも非常に大切だと思いますので、それはそれで結構です。ですから、そういう意味では3年で結構だと思います。

ただ、選手交代については、先ほどいろいろ出ました八王子の特徴的な、これまでの体力づくりの組織もございまして、それを継続しても結構だと思います。また新しいところはどうかといったら、それこそ選出の仕方が非常に難しくなるだろうと思えます。ただ、原則として、先ほど出されました2名ずつという、残りプラス3名おりますので、3名については、エリアとして広い地域とか、または2地区を面倒見られるような人とかいう形で、特にそのような立場で、体協関係からというのは、体協というのは市全体を見ていますので、そこらへんからの推薦もあっていいのではないかと私は思っています。いずれにしても、地域推薦型でやっていただくことは結構だと思います。

選出と任期、そしてもう一つは、年齢の問題もかかわってきますけれども、定年制の問題というのは、私はまず体育指導委員の体力を大切にしまして、自分の健康を考えなければいけない。結局、体育指導委員というのは、地域の健康づくりだとか、そういうものを含めて地域との密着というの、生活の中でのそういう要素を大切にしながらやってもらうという形で、できるだけ若い人を選出していただくように地域にお願いしながら、結局、2期、3期やっていただけるような人をお願いしながら決めていただけたらと持つ

ておりますので、よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。

私は議長なんですが、ちょっとお話しさせていただきます。委員の皆さんの中にもいます。が実際に私も20代から20年間、体育指導委員をやったんですね。私の場合ですと、20年間、一番若かったんです。やめるまで、年齢的なことでいうと、一番若いままでした。入ってくる方というのは、地域から推薦されてくる方で、地域に影響力がある方がほとんどですので、やはり年齢的に高い方が多いですね。ただ、やはり地域から推薦されてきたという自負を持っていますので、絶対に意外なことはしない、できないということ。それから、例えば私は40歳のときに協議会の会長になったんですけども、60歳の方であっても会長が言ったことは、1と言えば1というふうに聞いてくださる方ばかりだったんですね。だから、その地域から、地域を背負っているというところが、協議会の運用の中でも、活動でも、非常にいい面がたくさんあったなというふうに思います。

今、選考基準の中にも、第3条の中でも「女性の選考についても十分配慮する」という括弧書きが途中に入ったんですね。このように選考基準の見直しをどんどんすればいいと思いますし、若い年代の方を推薦してくださいというような選考基準をつくっていただければなというふうに私も考えております。

委員 依頼した根拠は、はっきり言いまして、八王子には20もの大学を持っている学園都市なわけです。だから、そこらへんとの絡みの問題で、八王子市内に住んでいる方が大変おいでになられると思いますので、そこらへんを考えながら、地域でそういう人たちの活動の場を自分たちでいろいろやっていったほうがいいと思いますので、ぜひともそういう方の中から、お忙しいだろうと思いますけれども、御推薦していただけたらと思っておりますので、それを何らかの形で付記していただけたら、これは選考基準とは別の形で結構ですので、お願いしたいと思います。

会長 ほかにございますでしょうか。

委員 大体方向性がまとまってきたような感じがするので、23地区から選出という感じですね。この23地区の定義は何だと言われたときに、中身がわかるように、羅列をきちんと揃えていくと。これは選考基準ですから、ずっといつまでも同じではなくて、不具合が生じたらそこで基準を変えればいわけですから、今の段階では総合型地域スポーツクラブはまだ少ないようですから、体力づくりのあるところは体力づくりからの代表者が出るように、今の段階では、委員としては、そういう具体的な名称を入れておいたらどうですか。23地区から選出ということにしておいて、その中身を少し説明するということにしたらどうでしょうかね。

総合型地域スポーツクラブも、さっき先生が言ったように、途中でやめちゃうなんていうのもあり得ると思うんです。その場合、地区は、体力づくりだっていいし、別な形で学校運営委員会だっていいし、具体的な名前を入れておけばいいと思います。事務局で体力づくりを抜いたのは、確かにそれはそれなりの理屈があるんですね。できるだけ体力づく

りではなくて、総合型地域スポーツクラブにしていきたいと、だからここで体力づくりと入れておくと体力づくりでいいんだよとなっちゃうから、たぶんそれで総合型地域スポーツクラブを入れて、体力づくりというのはその他の団体に入れたんだと思うんですけども、現状としてわかりにくいとすれば、とりあえず今の段階では基準に入れておいたらというふうに思います。

会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、最後にさきほど委員からお話がありましたとおりなんですが、実際に私どもがこの場で選考基準を考えていくのではなくて、まず大きな方向を考えていくということで、それについて建議をしたいと思います。

平成20年3月31日で現在の八王子市体育指導委員が任期を満了しますので、その次の年度の選考の方法について、本日事務局より御提案がありました内容。

「選出方法については、市内各地区・地域の」次の名称ですけれども、ここについては「総合型地域スポーツクラブ」という名称は残します。そして、それに「準ずる団体」、その団体がない場合は「市内小・中学校を拠点とするスポーツ活動をする学校開放運営委員会またはそれに準ずる団体」、その内訳について、細かい言葉は適当ではないのかなというふうに逆に考えます。あまり細かい言葉を入れてしまうと、その方法になるかどうかというふうにあまり感じられません。ただし、これについてお考えをいただきたいというところをお願いしたいと思います。そして、「それぞれの団体を母体とする」が1つ目になります。

「任期については、生涯学習スポーツ部のほかの審議会等の任期に合わせて」、また、先ほど来、委員から御指摘がございましたように、その特徴をあわせもって「3年とする」

「定年制については、八王子市におけるほかの審議会等が定年制を撤廃する中、体育指導委員については、その職務の性格上、委嘱時現在65歳未満とする」ということで、教育委員会に建議をしたいと思います。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

会長 ありがとうございます。それでは、異議なしのお声をいただきましたところで、本日教育委員会よりいただきました案件に対して、3点の審議をいたしました。それでは、皆様方につきましては、これを教育委員会の報告に回していただいて、次回会議のときにも報告並びに御意見をいただきたいと思います。

会長 それでは、第2回の審議会の日程について、事務局から提案をお願いします。

事務局 第2回の開催でございますが、10月下旬を予定したいと思っております。日程が決定いたしましたら、開催通知を送付いたします。また、関連資料につきましても事前に送付いたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、今週の日曜日、9月2日ですが、第61回八王子市市民体育大会の開会式が市民体育館で9時半より行われます。委員の方々には御案内状がお手元にありますので、お時間のある方は御出席をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会長 以上を持ちまして、第1回スポーツ振興審議会の議事案件は終了いたしました。私も本日に初めてで、うまく進行できたかどうかわかりませんが、皆様の御協力を持ちまして、本日の会議は閉会といたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

【午後8時30分閉会】

上記会議録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市スポーツ振興審議会会長

八王子市スポーツ振興審議会委員